

池田市こども計画（素案）に対するご意見と

それに対する本市の考え方

1. 実施内容

趣旨

令和5年4月に施行されたこども基本法により、市町村は国のこども大綱及び都道府県こども計画を勘案した市町村こども計画の策定が努力義務化されました。

本市ではこれまで、令和2年3月に子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき「第2期池田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種子ども・子育て支援施策を推進してまいりました。

当該計画は令和6年度までを計画期間としていることから、従来の計画に新たに上記市町村こども計画、子ども・若者育成支援推進法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく計画を包含する形で、令和7年度を開始年度とする「池田市こども計画」を策定いたします。

この度、池田市こども計画の策定に際して、素案を作成しましたので市民の皆様の意見を募集したものです。

提出期間

令和7年2月7日（金）～令和7年2月28日（金）（郵送の場合は必着）

提示資料

池田市こども計画（素案）（概要版）

池田市こども計画（素案）

2. 意見提出状況とご意見に対する本市の考え方

意見提出状況

提出者数0名

提出件数0件

パブリックコメントに対する本市の考え方

なし

3. 問合せ

子ども・健康部子ども・若者政策課（Tel 072-754-7004）